

桑名市選挙管理委員会告示第10号

令和7年7月20日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用する同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項により告示する。

令和7年6月24日

桑名市選挙管理委員会委員長 古 賀 立

- 1 場所 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所 5階中会議室
- 2 期間 令和7年7月4日から同年7月19日まで
- 3 時間 午前8時30分から午後8時まで